

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	-
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	豊橋市 23201
地域名 (地域内農業集落名)	岩田・岩崎・多米地区 別紙参照

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況(令和6年8月14日時点)

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	95 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	— ha
② 田の面積	78 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	18 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	12 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	80 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・水田が中心の地域であり、その多くが地域内で耕作している(有)みずほ農産に集約されている。
- ・(有)みずほ農産以外にも数名の耕作者がいる。
- ・水田以外にも数名がハウスで営農している。
- ・多面的機能支払活動組織が精力的に活動しており、農地と周辺の維持管理を実施している。
- ・稻WCSの活用による耕畜連携の実施している。

【課題】

- ・耕作者、所有者の高齢化が進み、後継者が不足している。
- ・ジャンボタニシによる食害。
- ・イノシシ、シカ、ヌートリアなどの有害鳥獣による被害。
※岩田地区には鳥獣被害対策団体がない。
- ・各圃場で高低差があるため畦畔撤去による大区画化が困難。
- ・山間部の農地活用が困難。
- ・太陽光発電施設の増加。
- ・かんがい施設の維持・管理の負担が大きい。
- ・住宅と農地が隣接しているための弊害。
※農道としても生活道路としても利用されているなど。

(3) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田は、(有)みずほ農産を中心に集積・集約。
- ・農業を担う者を確保。
- ・ハウスの維持・拡大。
- ・稻WCSの活用による耕畜連携の実施拡大。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業を通じた貸借を進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。 また、担い手に支障がない範囲で担い手以外の者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	78.5 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
(有)みずほ農産を中心に担い手とゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組			
(有)みずほ農産を中心に担い手とゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。			
(2)農地中間管理機構の活用方法			
農地中間管理機構を広く周知する。貸借においては原則農地中間管理機構を活用する。			
(3)基盤整備事業への取組			
担い手や土地所有者等のニーズを踏まえ、必要に応じて農用地の大区画化(畔の撤去なども含む)・汎用化等のための基盤整備事業を検討する。			
(4)多様な経営体の確保・育成の取組			
新規就農者や法人経営、規模の大小等に関わらず、地域への参画意向がある経営体については、地域の担い手への集積・集約に配慮しつつ、農地の情報収集に努め、将来地域農業を支えられるよう、市、農業委員会、JA等と連携しサポートに取り組む。			
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組			
必要に応じて農作業委託を検討、活用する。			

以下任意記載事項

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止策を実施するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
 ⑦多面的機能支払活動組織である豊橋東部みどり会が中心となり、農地の保全・管理を行う。
 ⑨営農型太陽光発電を実施する場合、市、農業委員会、豊橋農業協同組合等と協議し、合意を得る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

(別添のとおり)

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)
-------------	--	---------------